

「緊急事態宣言に伴う店舗休業のお知らせ」

■休業期間

4月21日(火)～5月6日(水)まで

日頃より JOYFIT をご愛顧賜り誠にありがとうございます。

4月16日に政府より全都道府県への緊急事態宣言が発令され、それに伴い **4月21日より当クラブを休業**とさせていただきます。

急な決定となりご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

■臨時休業期間 2020年4月21日(火)～2020年5月6日(水)

※臨時休業期間は政府及び県の指示により変更が生じる場合がございます。

※臨時休業期間中は店舗及び電話対応は休止とさせていただきます。

■臨時休業店舗における会費の取り扱いについて

・4月分月会費(オプション含む)を日割りとさせていただきます。

※5月分月会費にて調整させていただきます。

■臨時休業店舗においてすでに退会のお申し込みをされているお客様へ

3月末日までに退会申し込みを終えられているお客様(4月末退会)

4月1日以降に退会申し込みを終えられているお客様(5月末退会)

・4月末及び5月末退会の方は月会費(オプション含む)を日割りとさせていただきます。

※差額分につきまして返金対応もしくは請求時日割りにて対応させていただきます。

■臨時休業期間の臨時退会受付について

・JOYFIT ホームページ内の臨時退会受付フォームにて退会を受付しております。

退会をご希望される会員様は対象店舗をフォーム内でご確認の上、ご登録ください。

※4月末までに退会のお申し込みをされたお客様は5月末での退会となります。

※翌月分の会費およびオプションは発生致します。

※4月末月会費の差額分は5月分にて対応させていただきます。

■全国相互利用サービス(どこでもJOY)について

感染防止の観点から、相互利用サービス(どこでもJOY)のご利用自粛へのご協力をお願い致します。

休業店舗のお客様につきましては全店舗ご利用いただけません。

■本件に関するお問い合わせ

弊社 JOYFIT ホームページにて受付けております。

※店舗ホームページではなく、JOYFIT 総合トップをご覧ください。

※法人契約で月会費をご勤務先企業様でご負担いただいている会員様は

株式会社ウェルネスフロンティアホームページよりご確認ください。